

○政府預金受払手続（大正11年3月15日官房秘乙第573号）

最終改正：令和6年4月19日財理第1194号

第一章 総則

第一条 政府預金ノ受払ハ本手続ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二条 本手続ニ於テ日本銀行内地各店トハ日本銀行倫敦代理店及紐育代理店ヲ除ケル日本銀行本店、支店及代理店、海外代理店トハ日本銀行倫敦代理店及紐育代理店ヲ謂フ

第三条 日本銀行ハ毎日ノ国庫金受払額ヲ現金受払ト振替受払トニ区分シ其ノ現金受払額ヲ政府預金トシテ整理スヘシ

第四条 日本銀行ハ各預金ノ受払組替ニ関シ財務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項中変更ヲ要スルモノトアルトキハ更ニ財務大臣ノ認可ヲ受クヘシ財務大臣ハ必要アルトキハ各預金ノ受払組替ニ関スル事項ニシテ既ニ命令指定又ハ認可シタルモノト雖之ヲ変更スルコトアルヘシ

② 前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スルモノトスル

第二章 当座預金

第五条 日本銀行本店ハ日本銀行統轄店ニ於ケル毎日ノ国庫金受払額及其ノ所属店ニ於ケル毎日ノ国庫金受払報告額ニ付テ其ノ現金受払額ヲ即日当座預金ノ受払トシテ整理シ其ノ金額ヲ財務省ニ報告スヘシ

第六条 削除

第七条 財務大臣ハ政府ノ為ニスル支払ノ準備ニ必要ナル金額トシテ保有スヘキ当該預金ノ最低金額ヲ定メ日本銀行本店ニ通知スルモノトス其ノ変更アリタルトキ亦同シ

② 当座預金ノ金額ガ前項ノ規定ニ依リ財務大臣ノ通知シタル金額ニ不足ヲ生ズルトキハ日本銀行ハ其ノ旨ヲ財務大臣ニ報告シ之ガ補填ノ請求ヲ為スヘシ

第三章 別口預金

第八条 日本銀行内地各店ニ於テ左記各号ニ掲グル通貨其ノ他ノ現金ノ種別ニ係ル国庫金ノ受入アリタルトキハ其ノ所属会計、種別及金額ヲ日本銀行本店ニ報告スベシ

一 大正七年軍用手票

- 二 昭和十二年軍用手票
- 二ノ二 昭和十六年軍用手票
- 三 軍用切符
- 四 損傷小額紙幣
- 五 引揚貨幣
- 六 旧韓国補助貨
- 七 朝鮮銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 八 台湾銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 九 横浜正金銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 十 南方開發金庫券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 十一 金地金
- 十二 銀地金
- 十三 円形銀塊
- 十四 供託金タル特殊ノ通貨
- 十五 外国貨幣
- 十六 外国貨幣払為替券
- 十七 法令ノ規定ニ依リ代用納付ヲ許サレタル証券
- 十八 引揚邦人持帰金ノ引換通貨
- 十九 未達未整理
- 二十 前各号ノ外財務大臣ノ隨時指定スル所ノ通貨

- ② 前項ノ規定ハ日本銀行本店及支店ニ於テ通貨ノ受入アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- ③ 日本銀行本店前二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ当座預金ヨリ別口預金ニ組替へ前二項各号ノ種別毎ニ口座ヲ設ケ之ガ整理ヲ為スヘシ
- ④ 日本銀行本店財務大臣ヨリ前項ノ口座中会計別ニ整理スベキ旨ノ通達ヲ受ケタルトキハ当該口座中ニ当該会計ノ区分ヲ設ケ之ガ整理ヲ為スヘシ

第九條 日本銀行ハ財務大臣ノ特ニ指定シタル場合ヲ除クノ外前條ノ規定ニ依リ別口預金ニ組入レタル通貨其ノ他ノモノヲ適宜ノ方法ニヨリ之ヲ保管スヘシ

- ② 前項ノ保管ヲ為スニ当リテハ營業上ノ現金ト区分シ之ヲ各口座ニ属スル金種別ニ取纏メ保管スベシ但シ前條第一項第十四号ノ分ニ付テハ各供託金毎ニ区分保管スルモノトス

第十條 日本銀行本店ハ前條ノ規定ニ依リ保管スル通貨其ノ他ノモノニ付其ノ口座会計区分（第八條第四項ノ通達アリタルモノニ限ル）保管場所毎ニ毎月一回各店別報告書ヲ調製シ財務大臣ニ提出スヘシ

第十一條 日本銀行内地各店ハ政府ノ為ニスル支払ニシテ第九條ノ規定ニ依リ保管スル通貨其ノ他ノモノヲ以テスルノ要アルトキハ之ヲ以テ支払ヲ為シ其ノ金額ヲ別口預

金ヨリ払出ノ整理ヲ為スヘシ

第四章 指定預金

第一節 国内指定預金

第十二条 国内指定預金ニハ左記各号ノ口座ヲ設クヘシ

- 一 一般口
- 二 外国為替資金口
- 三 食糧管理口
- 四 財政融資資金口

第十三条 日本銀行ハ財務大臣ガ別ニ定メル手續ニ従ヒ当座預金ニ属スル預金ト前条各号ノ口座ニ属スル預金トノ間ノ組替整理ヲ為スヘシ

第十四条 削除

第二節 在外指定預金

第十五条 日本銀行ノ受入レタル国庫金ニシテ海外代理店ノ取扱ニ係ルモノハ之ヲ当座預金ヨリ在外指定預金ニ組替整理スヘシ

第十六条 在外指定預金ニハ左記各号ノ区分ヲ設クヘシ

- 一 英貨
- 二 米貨
- 三 仏貨
- 四 独貨

第十七条 削除

第十八条 在外指定預金ハ第十六条ノ各区分毎ニ左記各号ノ勘定ヲ設クヘシ

- 一 普通勘定
- 二 為替元勘定
- 三 回送地金勘定
- 四 国債元利払勘定
- 五 出納官吏預託金勘定
- 六 短期証券勘定

附 則

本手続ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス